

## キズキアイとっとりファシリテーター派遣事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、キズキアイとっとりファシリテーター派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、事業の実施に関して必要な事項を定める。

### (派遣対象団体の募集)

第2条 男女協働未来創造本部県民運動課（以下「県民運動課」という。）は、要綱第2条に規定する派遣対象団体に対し、キズキアイとっとりファシリテーター派遣事業（以下「派遣事業」という。）の実施の募集を行う。

### (事前協議)

第3条 県民運動課は、前条の募集に対し応募のあった派遣対象団体について、要綱第2条の各号に該当するかどうかを確認の上、当該団体と具体的な実施内容等について事前協議を行う。

2 県民運動課は、ファシリテーター候補への打診等を行い、実施内容等について修正が必要な場合は当該団体と再協議を行う。

### (派遣申請)

第4条 前条の協議の結果、ファシリテーターの派遣を受けようとする派遣対象団体は、様式第1号により、男女協働未来創造本部県民運動課長（以下「県民運動課長」という。）に申請を行う。申請の受付は予算の範囲内で先着順とし、派遣回数は1派遣対象団体当たり1回までとする。ただし、伴走支援にあっては3回まで認めるものとする。

### (派遣の決定等)

第5条 前条の規定による申請が適正である場合、県民運動課長は様式第2-1号により、申請した派遣対象団体に通知するものとする。

2 県民運動課長は前項によりファシリテーターの派遣を決定したときは、当該ファシリテーターに様式第2-2号により、依頼を行うものとする。

### (事業実施)

第6条 県民運動課は、前条第1項により決定した派遣対象団体（以下「派遣先団体」という。）が指定する会場等（オンライン形式を含む）にファシリテーターを派遣する。派遣先団体は研修等の運営、会場準備、資料作成その他の手配等を行うものとする。

### (実施報告)

第7条 ファシリテーターの派遣を受けた派遣先団体は、研修やワークショップ又は伴走支援事業を最後に実施した日から10日以内に当該セミナー等の実施結果を様式第3号により県民運動課長に報告するものとする。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は県民運動課長が別に定める。

### 附 則

この要領は令和8年5月14日から施行する。